

# 西条地区工業用水道事業経営改善計画

## I 計画の目的

西条地区工業用水道事業の経営を抜本的に改善することにより、新居浜市及び西条市に立地する企業への工業用水の安定供給を維持し、地域経済の発展及び雇用の確保を図る。

## II 経営改善の目標

平成 20 年度から 29 年度までに発生する西条工水事業の資金不足に対して、一般会計からの貸付けなしに、大幅な料金値上げを回避しながら対応できるようにするとともに、経営基盤の安定化を図る。

## III 経営改善方策

### 1 契約給水量の拡大

- (1) 目標水量 : 平成 29 年度に 87,000 m<sup>3</sup>/日を達成
- (2) 拡大方策 : 企業立地の促進等による新規受水企業の開拓、及び既受水企業への売水促進活動等を一層強化する。

### 2 経営規模の適正化

- (1) 計画給水量 229,000 m<sup>3</sup>/日を 87,000 m<sup>3</sup>/日に縮小する。(142,000 m<sup>3</sup>/日の縮小)  
企業の水のリサイクル技術の向上や、産業構造の変化に伴う用水型企业立地の減少等により、将来的にも、現在の水利権 (87,000 m<sup>3</sup>/日) 以上の需要は見込めないと考えられる。このため、計画給水量を当該水量にまで縮減し、経営規模を適正化する。
- (2) 新規受水企業のための水量確保  
87,000 m<sup>3</sup>/日のうち、27,000 m<sup>3</sup>/日は、新居浜市及び西条市のため、将来の工業用水需要に備えて確保する。  
(注) 計画給水量 87,000 m<sup>3</sup>/日については、今後すみやかに、①受水企業に対する「将来確保水量に関する要望調査」や②地元市に対する「費用負担をして確保する水量調査」を実施し、その結果によっては変更することがある。

### 3 企業債の一括繰上償還

経営規模の適正化に伴い、企業債を発行して、縮小水量相当分の既存企業債を一括繰上償還する。これにより、今後の企業債償還額を平準化して、資金不足を軽減する。

[資金不足軽減額 : 20 億円 (48 億円→28 億円) ]

### 4 電気事業会計からの資金貸付等の拡充等

電気事業会計からの資金貸付を拡充するとともに、従来、実施してきた東予インダストリアルパークの分譲益や松山・松前地区工水からの資金融通と組み合わせることにより、縮小後になお、不足する資金の補填を図る。

[資金補填額 : 28 億円 (電気事業 7 億円、東予 IP 分譲益 17 億円、松山・松前工水 4 億円) ]

## IV 実施時期

平成 21 年度

# 西条地区工業用水道事業について

## 1 給水区域及び給水開始時期

- 給水区域 西条市及びその周辺工業地帯（西条市、新居浜市）
- 給水開始時期 西条地区：昭和59年4月  
新居浜地区：平成9年4月  
壬生川地区：平成9年6月

## 2 建設工期及び配水管布設延長

- 建設工期：昭和46年度～平成18年度
- 配水管布設延長：35,244m

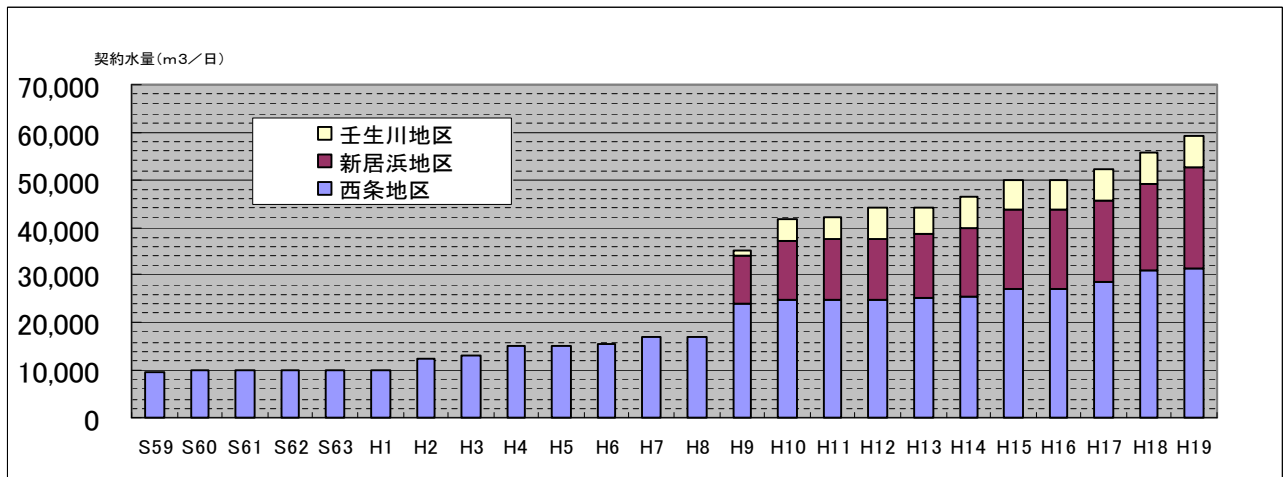
## 3 契約給水量等

(1) 計画給水量、契約給水量及び将来見込（単位：m<sup>3</sup>/日、平成21年1月1日現在）

地区	現計画給水量	契約給水量	平成17年度アンケート調査結果等				備考
			需要見込量（要確保量）			余剰見込量	
			既企業	新規企業（推計）	計		
西条地区	129,000	33,280	33,090	11,680	約45,000	84,000	
壬生川地区	36,000	6,390	6,670	2,160	約8,000	28,000	
新居浜地区	64,000	21,100	32,100	1,630	約34,000	30,000	11,000 m <sup>3</sup> /日の増量見込含
合計	229,000	60,770	71,860	15,470	約87,000	142,000	

計画給水量に対する契約率：26.5%

## (2) 契約給水量の推移



## 4 料金収入等で賄えない財源不足額

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| ① 企業債償還金 (H20～29年度) | 48億円  |
| ② 一般会計借入金           | 156億円 |
| ③ 公営企業管理局の他事業からの貸付等 | 17億円  |
| 合計金額(①+②+③)         | 221億円 |